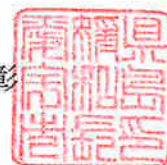


土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和8年3月31日

宇和島市長 岡原文彰



記

1. 縦覧場所
宇和島市役所 税務課
宇和島市役所 吉田支所 総務税務係
宇和島市役所 三間支所 総務税務係
宇和島市役所 津島支所 総務税務係
2. 縦覧期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
(ただし土・日・祝日を除く)
3. 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで